

名古屋市上下水道局管理規程第21号

名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第1条 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2条年齢別最低給料表を次のように改める。

年齢別最低給料表

年齢	金額	年齢	金額
16歳	175,900円	17歳	178,100円
18歳	181,300円	19歳	183,500円
20歳	187,900円	21歳	193,000円
22歳	196,200円	23歳	200,400円
24歳	204,600円	25歳	208,700円
26歳	213,900円	27歳	217,400円
28歳	219,600円	29歳	222,200円
30歳	225,400円	31歳	228,600円
32歳	231,700円	33歳	231,700円
34歳	232,500円	35歳	233,200円
36歳	233,700円	37歳	234,200円
38歳	234,600円	39歳	235,000円
40歳以上	236,300円		

第2条 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「若しくは水道業務職選考試験（選考により水道業務職（

営業主事を除く。)へ採用する場合をいう。以下同じ。)又は人事委員会がこれら」を「又は同委員会がこれ」に改める。

附則第2条年齢別最低給料表を次のように改める。

年齢別最低給料表

年 齢	金 額	年 齢	金 額
16歳	175,900円	17歳	178,100円
18歳	181,300円	19歳	183,500円
20歳	187,900円	21歳	193,000円
22歳	196,200円	23歳	200,400円
24歳	204,600円	25歳	208,700円
26歳	213,900円	27歳	217,400円
28歳	219,600円	29歳	222,200円
30歳	225,400円	31歳	228,600円
32歳	231,700円	33歳	232,500円
34歳	233,200円	35歳	233,700円
36歳	234,200円	37歳	234,600円
38歳	235,000円	39歳	235,400円
40歳以上	236,300円		

附則第20条中「156.93」を「1月平均の勤務時間（各年の4月1日から翌年3月31日までの日数から当該期間における名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日の日数を差し引いた日数を12で除して得た数に、7時間45分を乗じて得た時間（小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てる。）をいう。）」に改める。

別表第2初任給表ア企業職給料表(1)の表備考第6項を削る。

別表第6昇格時号給対応表ア企業職給料表(1)の表中

「

6級
2
2
2

「

6級
3
3
3

2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

3
3
3
3
3
3
3
3
3
3
3
3
3
3
3
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48

20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49

49
50
51
52
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63
63
64
64
65
65
66

を

50
51
52
53
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63
63
64
64
65
65
66
66
67

に改める。

67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96

68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97

97	98
98	99
99	100
100	101
101	102
102	103
103	104
104	105
105	106
106	107

」

別表第 6 の 2 降格時号給対応表ア企業職給料表(1)の表中

「

「

5 級	5 級
17	17
17	17
18	17
19	18
20	19
21	20
22	21
23	22
24	23
25	24
26	25
27	26
28	27
29	28
30	29
31	30

32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61

31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60

62
63
64
65
66
67
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103

を

61
62
63
64
65
66
67
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102

に改める。

104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133

103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132

」

第3条 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 人事委員会が実施する採用選考試験（別に定めるものに限る。）により採用した職員の職務の級及び号給は、別に定める基準による。

第5条の2中「採用試験又は同項第4号に規定する職務経験者採用試験（以下「第1類採用試験等」を「採用試験（以下「第1類採用試験」に改める。

別表第2 初任給表ア企業職給料表(1)の表備考第3項中「第1類採用試験等」を「第1類採用試験」に改め、同表備考第4項中「職員の任用に関する規則第6条第1項第4号に規定する職務経験者採用試験により採用した職員（以下「職務経験者採用試験採用者」という。）」を「第1類採用試験により採用した職員のうち採用日における年齢が26歳以上の者（以下「2級採用者」という。）」に改め、同表備考第5項中「職務経験者採用試験採用者」を「2級採用者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条の規定は同年8月1日（以下「一部施行日」という。）から、第1条の規定は発布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 人事委員会が施行日前に実施した競争試験に合格し、一部施行日後に新たに採用された者の初任給については、第3条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程別表第2 初任給表（以下「特定初任給表」という。）の規定に関わらず、なお従前の例による。
- 4 令和6年9月1日以降に第3条の規定による改正前の名古屋市上下水道局

職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程別表第2 初任給表の規定の適用を受けて新たに採用される職員のうち、特定初任給表の規定の適用を受けて新たに採用される職員との権衡を著しく失することとなる者については、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。